



第 64 期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）14時
受付開始 13時

開催場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい 1-1-1
パシフィコ横浜「国立大ホール」
（会場は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、
お間違いのないようご注意ください。）

議 案

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額改定の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件 |

証券コード：7616

株式会社コロワイド

株主各位

証券コード 7616

2026年6月3日

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
ランドマークタワー12階

株式会社コロワイド

代表取締役社長 **野尻 公平**

第64期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64期定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

〔当社ウェブサイト〕

<https://www.colowide.co.jp/ir/library/meeting/>



〔株主総会資料 掲載ウェブサイト〕

<https://d.sokai.jp/7616/teiji/>



〔東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）〕

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセス頂き、「銘柄名（会社名）」に「コロワイド」又は「コード」に当社証券コード「7616」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

尚、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使についてのご案内」（5～7頁）の通り、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月24日（水曜日）18時までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）14時（受付開始：13時）
2 場 所	神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1 パシフィコ横浜「国立大ホール」 (ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、お間違いないようご注意ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第64期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第64期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額 改定の件 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求を頂いた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送り致しますが、当該書面は法令及び当社定款第16条の2の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「企業集団の現況」の一部（使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項）、「会社役員の状況」の一部（取締役の重要な兼職の状況、社外役員に関する事項）、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保する為の体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、次の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

日 時

2026年6月25日(木曜日)
14時(受付開始: 13時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送下さい。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
18時到着分まで

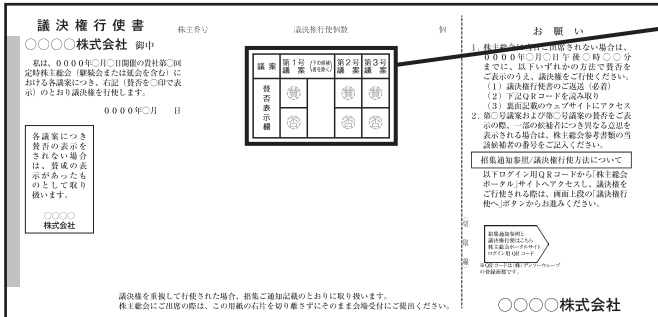
インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
18時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→こちらに議案の賛否をご記入下さい。

- 第1号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。
- 第2・3号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

*議決権行使書はイメージです。

機関投資家の皆様は、(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用頂くことが可能です。

『株主総会ポータル[®]』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

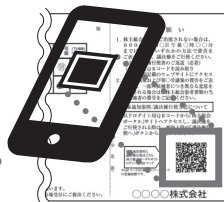
POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

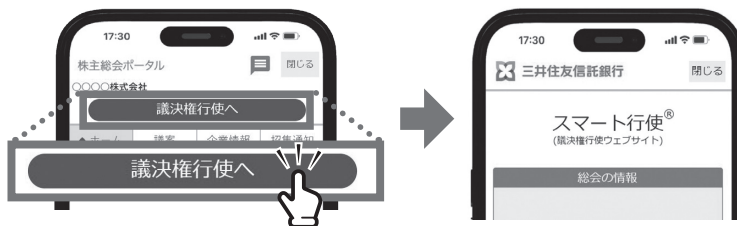
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネットによる議決権行使期限 2026年6月24日(水) 18時まで

PC等からもアクセスいただけます

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

◀議決権行使方法▶

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2026年6月17日(水) 18時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。招集通知の確認、議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※株主様お一人につき、ご質問は1回までとさせていただきます。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

※本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱い致します。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認ください。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名全員が任期満了となります。つきましては、経営環境の変化及び当社グループの経営課題の複雑化に対応し、経営体制の一層の強化を図る為に取締役1名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の7名の選任をお願いするものであります。

尚、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	備考
1	蔵人 金男 くろ うど かね お	代表取締役会長	再任
2	野尻 公平 の じり こう へい	代表取締役社長	再任
3	蔵人 賢樹 くろ うど まさ き	—	新任
4	磯野 健雄 いそ の たけ お	取締役	再任
5	松見 大輔 まつ み だい すけ	取締役	再任
6	空野 純子 もく の じゅん こ	取締役	再任 独立 社外
7	福田 守雄 ふく だ もり お	取締役	再任 独立 社外

候補者番号

1

くろ うど かね お
蔵人金男

再任

生年月日

1947年8月3日

所有する当社の株式数

普通株式
2,707,605株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1966年4月 当社入社
1975年12月 当社取締役
1983年3月 当社代表取締役社長
2007年2月 当社代表取締役会長兼社長
2012年4月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

創業者であり、強いリーダーシップをもって当社グループの成長を牽引し、長年に渡り当社代表取締役社長・代表取締役会長として経営を指揮してきた実績や豊富な経験を有しており、企業価値の向上に貢献しております。このことから、今後外部環境が激変する中、更なる当社グループの発展の為、取締役候補者と致しました。

候補者番号

2

の じり こう へい
野尻公平

再任

生年月日

1962年4月4日

所有する当社の株式数

普通株式
61,160株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1993年3月 当社入社
1997年6月 当社取締役
2001年8月 当社常務取締役
2002年1月 当社専務取締役
2009年9月 当社代表取締役専務
2012年4月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

経営管理部門を中心に当社グループの業務執行に重要な役割を担ってきており、特にM&Aによる当社グループの成長に貢献。2012年以降は代表取締役社長としてグループ経営戦略の策定・推進を担っており、当社グループ経営に適切な人材であり、取締役候補者と致しました。

候補者番号

3

くろ うど まさ き
蔵人 賢樹

新任

生年月日

1979年1月25日

所有する当社の株式数

普通株式
2,864,617株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2010年4月 当社入社
2011年6月 当社取締役
2012年4月 当社常務取締役
2016年4月 当社専務取締役
2017年6月 (株)コロナイドMD代表取締役社長
2020年11月 (株)大戸屋ホールディングス代表取締役社長（現任）
（2026年6月22日開催の同社定時株主総会終結の時をもって退任予定）
2020年11月 (株)大戸屋代表取締役社長（現任）
（2026年6月22日開催の同社定時株主総会終結の時をもって退任予定）

取締役候補者とした理由

当社グループにおいて事業会社の経営に長年携わり、ブランド運営、組織マネジメント等の分野で豊富な実務経験を有しております。事業会社の代表取締役社長として培った経営全般に関する知見を活かし、営業分野を中心に当社グループ経営を牽引する為、取締役候補者と致しました。

候補者番号

4

いそ の たけ お
磯野 健雄

再任

生年月日

1971年9月1日

所有する当社の株式数

普通株式
15,000株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1996年4月 (株)新潟ニチイ（現イオンリテール(株)）入社
2004年8月 (株)ワタミファーム入社
2018年6月 ワタミ(株)取締役MD本部長
2020年10月 (株)コロナイドMD入社 顧問
2020年11月 (株)コロナイドMD取締役副社長
2021年3月 (株)コロナイドMD代表取締役社長（現任）
2021年6月 当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの食材の調達・加工・流通等のマーチャндаイジング分野で豊富な業務経験と幅広い見識を持ち合わせております。これらのことから、当社グループの継続的成長に不可欠なマーチャндаイジング業務の専門的知見と実績を踏まえ、取締役候補者と致しました。

候補者番号

5

まつ み だい すけ
松見 大輔

再任

生年月日

1974年5月4日

所有する当社の株式数

普通株式
15,000株

候補者番号

6

もく の じゅん こ
空野 純子

再任

独立

社外

生年月日

1961年12月20日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1998年4月 YKK(株)入社
2007年12月 (株)レックス・ホールディングス(現(株)レインズインターナショナル)入社
2015年4月 (株)レインズインターナショナル取締役
2020年4月 当社執行役員
2021年5月 当社執行役員 人事法務本部本部長
2021年6月 当社取締役 人事法務本部本部長
2023年1月 当社取締役 コーポレートサービス本部本部長(現任)

取締役候補者とした理由

実務に精通した企業法務の専門家であり、各種リーガルチェック・紛争解決対応・債権管理等の豊富な経験を有しております。また、当社グループのコーポレート・ガバナンスを担う上で豊富な見識を有しており、これらの実績を踏まえて、当社グループ経営の管理・統制に貢献していることから、取締役候補者と致しました。

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年4月 横河ヒューレット・パカード フィールドシステムエンジニア
1991年7月 アーサー・D・リトル・ジャパン(株)
2002年1月 (株)ポケモン 執行役員
2008年9月 ウォルト・ディズニー・ジャパン コンシューマー・リレーションシップ・マネジメント ディレクター
2015年10月 (株)円谷プロダクション マーケティング本部長 執行役員
2019年6月 当社社外取締役(現任)
2019年7月 (株)TRAIL マネージングディレクター(現任)
2023年5月 (株)メディアドゥ 社外取締役(現任)
2023年6月 クールジャパン機構 社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

外資系を含む多様な企業において、ITサービス・E-commerce・マーケティングの分野での戦略策定・事業運営を実施。当社グループにおいても同分野が益々重要性を増すことを踏まえ、デジタルマーケティング戦略等の策定と推進の観点で経営に対する管理・監督を行うに適任と判断し、社外取締役候補者と致しました。

候補者番号

7

ふく だ もり お
福田 守雄

再任

独立

社外

生年月日

1964年5月18日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 警察庁入庁
2001年 8月 三重県警警務部長
2007年 1月 京都府警警務部長
2010年 3月 大阪府警交通部長
2011年 8月 警察庁長官官房参事官
2013年 8月 警察大学校交通教養部長
2014年 8月 内閣官房内閣人事局内閣参事官
2017年 3月 自動車安全運転センター総務部長
2018年 7月 国土交通省大臣官房審議官
2020年 8月 科学警察研究所副所長
2021年 8月 公安調査庁調査第一部長
2023年12月 明治安田生命保険相互会社顧問
2024年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年に渡る警察組織での豊富な知識と幅広い経験を有し、当該知識及び経験に基づき独立した立場から助言を頂けることが期待され、当社における法務リスクマネジメントの強化を図ることに寄与して頂けると判断し、社外取締役候補者と致しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 李野純子氏の戸籍上の氏名は、竹尾純子であります。
3. 李野純子氏及び福田守雄氏は社外取締役候補者であります。
4. 李野純子氏及び福田守雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって李野純子氏が7年、福田守雄氏が2年となります。
5. 当社は、李野純子氏及び福田守雄氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、李野純子氏及び福田守雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、第64期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況（4）会社役員の状態」に記載の通りです。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で取締役、執行役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、第64期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況（4）会社役員の状態」に記載の通りです。各氏が選任され就任した場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。

(ご参考)

第1号議案が承認された場合の取締役及び執行役員のスキルマトリックス

地位	氏名	社外	独立	特に期待する経験・知見					
				経営全般	フードビジネス	M&A 財務・会計	法務リスク マネジメント	テクノロジー	サステナ ビリティ
取締役	蔵人 金男			●	●				
	野尻 公平			●	●	●	●		●
	蔵人 賢樹			●	●				●
	磯野 健雄				●				●
	松見 大輔						●		●
	空野 純子	○	○	●			●	●	●
	福田 守雄	○	○				●		
取締役 (監査等委員)	宇田 猛					●	●		
	福崎 真也	○	○				●		●
	樋口 一成	○	○			●	●		●
	白石 絵里子	○	○			●			
執行役員	大場 良二						●		

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の総額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において、年額500百万円以内とすることのご承認を頂き、今日に至っております。

今般、その後の経済状況や経営環境の変化に加え、当社グループの事業領域の拡大、経営課題の複雑化及びコーポレート・ガバナンスの強化に伴い、取締役に期待される役割・責務が一層増大していること、並びに当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に資する多様な経験・知見を有する人材を確保する必要性等を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の総額を社外取締役分も含め年額500百万円以内から年額600百万円以内に改定させて頂きたいと存じます。

尚、本議案に対する当社取締役会の決議は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の任意の諮問機関であり、半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会での答申を経た上で行っており、本議案は相当であるものと判断しております。

また、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案通り承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役2名）となります。

第3号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の総額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において、年額50百万円以内とすることのご承認を頂き、今日に至っております。

今般、経済情勢、当社の事業規模及び経営環境の変化に加え、監査等委員である取締役に求められる監査・監督機能の重要性が一層高まっていること、その職責に見合う報酬水準確保の必要性等を考慮し、監査等委員である取締役の報酬等の総額を年額50百万円以内から年額100百万円以内に改定させて頂きたいと存じます。

尚、本議案に対する当社取締役会の決議は、取締役会の任意の諮問機関であり、半数以上を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会での答申を経た上で行っており、本議案は相当であるものと判断しております。

また、現在の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）です。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、大企業中心に景況感の持ち直しが見られておりました。しかしながら、中東情勢の混乱・緊迫化によって原油や液化天然ガスの供給不安が生じたことを契機に、企業心理だけでなく家計においても景気の先行き懸念が急速に高まっております。世界経済につきましては、米国においてインフレの再燃懸念から消費者心理が冷え込み出しており、中国では政府によるインフラ投資が拡大しているものの不動産不況が収束せず、景気回復には時間を要する見通しとなっております。更に欧州や中東を中心とした地政学リスクも一層高まる様相を呈しております。

外食産業におきましては、原材料費や人件費の高騰などを背景に厳しい事業環境が続く一方で、消費者の利用マインドは積極型と節約型とに二分される傾向が見られております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、消費者の皆様には選ばれるブランド作りを推進するとともに中期経営計画「COLOWIDE Vision 2030」に基づき、中長期的な企業価値の向上に努めております。

国内外食事業につきましては、各種施策や販促活動を通じて来店動機の喚起や需要の取り込みを図っております。たとえば「大戸屋」では、それぞれの季節にふさわしい楽しさのある特別メニューの提供に努めました。「牛角」や「しゃぶしゃぶ温野菜」では、「肉の日祭り」や「黒毛和牛食べ放題」のキャンペーンなど、肉業態ならではの強みを生かした施策を実施しております。「かつぱ寿司」では、平日において税込90円メニューや食べ放題、学生向け割引などを実施中です。更に季節のイベントに合わせた期間限定メニューにより、テイクアウトやデリバリー需要の取り込みにも注力しました。「ステーキ宮」では、メディアへの露出を高めてブランドへの認知度向上を図っております。「フレッシュネスバーガー」では、旬の素材を使用・提供することでカフェタイムの利用を促進しました。スイーツブランドを展開している「チーズガーデン」においては、季節商品の提供が好評を博しており、チョコレートブランドである「シルスマリア」においては、最大繁忙期となるバレンタインの催事において過去最高の売上収益を記録しました。居酒屋ブランドの「3・6・5酒場」や「北海道」を展開する㈱コロワイドダイニングでは、忘年会や歓送迎会などの宴会需要の取り込みを強化するとともに、LINE会員の獲得強化を進めることで顧客との関係強化にも努めております。

海外外食事業につきましては、既存店舗の収益力向上や地元の大手有力資本との提携の他、新業態の開発や新規出店などにも取り組んでおります。米国では一時的にコスト負担増があったものの、ガバナンス強化による業務の効率化を目指してERP(統合基幹業務システム)を導入しました。アジア地域において特に注力しているインドネシアでは、既存の焼肉業態である「牛角」のみならず、ノンハラル焼肉という新たな需要の獲得を狙った新業態「六角」を1月に出店しております。中東地域ではこれまで出店展開していたフードコート向け業態「GYU BOSS」に加え、「牛角」1号店を3月にオープンしました。またM&Aによって、今期よりコロワイドグループに加わったオセアニア地域最大手のステーキレストランチェーンSeagrass Holdco Pty Ltd.では、プレミアムステーキハウスの「The Meat & Wine Co」及び「HUNTER & BARREL」を新たに出店しております。

給食事業につきましては、様々な受託施設からの多様な要望に応える持続可能な運営モデルの構築により、営業力を高めております。引き続き新規拠点の獲得活動と収益構造の改善を進めた結果、3月末の契約拠点数は509拠点となっております。

サステナビリティへの取り組みとしては、(株)コロワイドMDが管轄する全国の工場や物流を中心に廃棄物の排出量低減や配送効率の向上に取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減に努めております。店舗段階における活動例を挙げると、「かっぱ寿司」では、「おいしいを無駄にしない」という取り組みを開始しており、「大戸屋」では、気候変動と生物多様性の保全への意思を示すため1時間の消灯を行う世界最大級のイベント「EARTH HOUR 2026」に参加しました。

店舗の出退店につきましては、国内外食事業の主力ブランドである「牛角」及び「牛角焼肉食堂」や「しゃぶしゃぶ温野菜」「大戸屋」などに加え、「チーズガーデン」も出店を進めております。加えて新たに町中華業態の「甘太郎食堂」を横浜に出店するなど、今後の事業環境の変化を見据えた取り組みも進めております。また海外外食事業においては、米国をはじめ前述の中東やオセアニアの他、台湾やタイでも新規出店を行っており、インドネシアでは焼肉業態の他に「かっぱ寿司」の出店も進んでおります。これらにより国内外において直営レストラン業態101店舗、直営居酒屋業態8店舗、合計109店舗を出店する一方、直営レストラン業態52店舗、直営居酒屋業態7店舗、合計59店舗を閉店しました。この結果、当連結会計年度末の直営店舗数は1,501店舗、FCを含めた総店舗数は2,633店舗となりました。更に2026年4月には、カフェ業態の「珈琲館」「カフェ・ベローチェ」「カフェ・ド・クリエ」などを展開しているC-United(株)の全株式を取得して、新たに565店舗を当社グループに迎えており、今後の一層の成長を図っております。

以上の取り組みを進めてまいりました結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上収益が3,000億90百万円、事業利益が125億27百万円、税引前利益が65億47百万円と何れも過去最高となりました。一方、業績が低迷したカップ・クリエイト(株)や(株)アトムを中心に、減損損失の計上及び繰延税金資産の取り崩しを行った結果、当期利益は17億13百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は22億33百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の額は180億79百万円（店舗敷金保証金10億39百万円含む）であり、新規店舗の建物設備及び既存店改装に投資しております。

③ 資金調達の状況

当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金として492億円の調達を行いました。尚、金融機関からの借入の他に次の社債を発行致しました。

会社名	発行銘柄	発行総額	発行日
(株)コロワイド	第79回無担保社債	26億円	2026年2月25日
(株)レイنزインターナショナル	第19回無担保社債	5億円	2025年8月27日

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

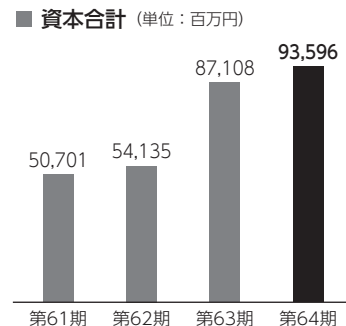
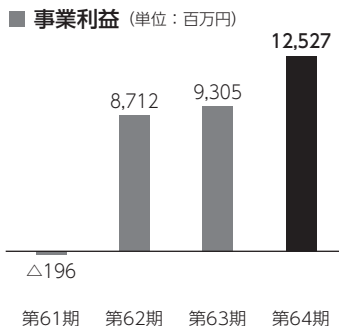
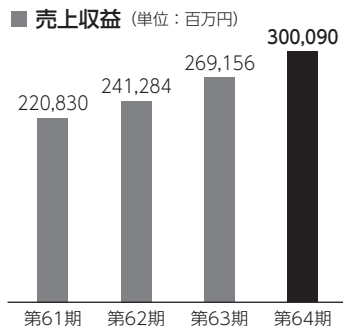
当連結会計年度における他の会社の株式取得及び処分の状況は次の通りです。

年月	概要
2025年6月	当社の子会社である(株)コロワイドMDは、2025年6月2日付でSeagrass Holdco Pty Ltd.の株式を取得し、完全子会社と致しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第61期 (2023年3月期)	第62期 (2024年3月期)	第63期 (2025年3月期)	第64期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
	I F R S			
売 上 収 益 (百万円)	220,830	241,284	269,156	300,090
事業利益又は事業損失 (百万円)	△196	8,712	9,305	12,527
E B I T D A (百万円)	7,400	16,777	18,486	22,538
親会社の所有者に帰属 する当期利益又は 親会社の所有者に帰属 する当期損失 (百万円)	△6,801	2,905	1,249	2,233
基本的1株当たり当期 利益又は基本的1株当 たり当期損失 (円)	△84.45	27.52	7.45	15.73
資 産 合 計 (百万円)	261,859	265,115	312,226	350,931
資 本 合 計 (百万円)	50,701	54,135	87,108	93,596

- (注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に基づいて連結計算書類を作成しております。
 2. 当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。
 3. 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。
 4. EBITDA = 「事業利益 + 減価償却費及び償却費（使用権資産の減価償却費を除く）」により計算しております。



(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有割合 (%) (注1)
(株)コロワイドMD	10	各種食料品等の商品開発・調達・製造・物流のマーチャ ンダイジング全般	100.0
(株)アトム	100	飲食店チェーン及びFC事業の運営	41.2
(株)レイズインターナショナル(注)2	10	飲食店チェーン及びFC事業の運営	100.0
(株)コスト・イズ(注)3	194	酒類等の販売・物流	100.0
台湾瑞滋國際股份有限公司(注)4	151	台湾における飲食店チェーンの運営	100.0
東京牛角股份有限公司(注)4	217	台湾における飲食店チェーンの運営	100.0
REINS INTERNATIONAL (SINGAPORE)PTE.LTD. (子会社1社含む)(注)4、5	101	シンガポールにおける飲食店チェーンの運営	100.0
REINS SAHA(THAILAND) CO.,LTD.(注)4	152	タイにおける飲食店チェーンの運営	51.0
PT.REINS MARINDO INDONESIA (子会社1社含む)(注)4、6	240	インドネシアにおける飲食店チェーン及びFC事業の 運営	51.0
REINS INTERNATIONAL(USA) CO.,LTD.(子会社9社含む)(注)7、8	1,588	北米における飲食店チェーン及びFC事業の運営	100.0
COLOWIDE VIETNAM.,JSC.(注)4	357	ベトナムにおける飲食店チェーンの運営	75.2
REINS PALACE MIDDLE EAST SPV LTD(子会社1社含む)(注)4、9	1,470	アラブ首長国連邦における飲食店チェーンの運営	60.0
(株)フレッシュネス(注)4	10	飲食店チェーン及びFC事業の運営	100.0
(株)Beer Thirty(注)4	10	飲食店事業の運営	100.0
カッパ・クリエイト(株) (子会社4社含む)(注)10、11	100	飲食店チェーンの運営及びデリカ事業	50.5
(株)大戸屋ホールディングス (子会社7社含む)(注)12	2,059	飲食店チェーン及びFC事業の運営	46.7
Seagrass Holdco Pty Ltd. (子会社46社含む)(注)13、14	10,693	オーストラリアにおける飲食店チェーンの運営	100.0
(株)コロワイドダイニング(注)14	10	飲食店チェーンの運営	100.0
(株)ダブリューピーージャパン(注)14	90	飲食店チェーンの運営	100.0
(株)N Baton Company (子会社3社含む)(注)15	77	洋菓子の製造・販売、飲食店事業の運営	100.0
(株)ベイ・フードファクトリー	10	飲食店事業の運営	100.0

名称	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有割合 (%) (注1)
(株)フューチャーリンク(注)16	10	飲食店チェーンの運営	100.0
(株)ニフス (子会社1社含む)(注)14、17	10	給食事業の運営	100.0
(株)ハートフルダイニング	50	給食事業の運営	51.0
(株)エムワイフーズ(注)14	90	飲食店用・一般消費者用たれ（「宮のたれ」）の製造 及び販売	100.0
(株)ココット	10	事務処理業務	100.0
ワールドピーコム(株)(注)14	75	ITシステムの企画・運用・保守、コールセンター事務	100.0
(株)コロワイドサポートセンター	10	給与計算・社会保険管理等の労務関連業務	100.0

- (注) 1. 上記の議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計となっております。
2. (株)レインズインターナショナルの株式は、当社の直接保有数と中間持株会社を介した間接保有数を合計したものとなります。
3. (株)コスト・イズの株式は、(株)コロワイドMD及び(株)レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
4. 台湾瑞滋國際股份有限公司、東京牛角股份有限公司、REINS INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE.LTD.、REINS SAHA(THAILAND)CO.,LTD.、PT.REINS MARINDO INDONESIA、COLOWIDE VIETNAM.,JSC.、REINS PALACE MIDDLE EAST SPV LTD.、(株)フレッシュネス及び(株)Beer Thirtyの株式は、(株)レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
5. REINS INTERNATIONAL(SINGAPORE)PTE.LTD.における子会社1社は、GYU-KAKU SINGAPORE PTE. LTD.であります。
6. PT.REINS MARINDO INDONESIAにおける子会社1社は、REINS MARINDO AUSTRALIA PTY LTDであります。
7. REINS INTERNATIONAL (USA) CO.,LTD.における子会社9社は、REINS INTERNATIONAL CALIFORNIA,INC.、REINS INTERNATIONAL NEWYORK,INC.、REINS INTERNATIONAL CHICAGO,INC.、REINS TEXAS INTERNATIONAL,INC.、REINS INTERNATIONAL MASSACHUSETTS,INC.、REINS INTERNATIONAL GEORGIA,INC.、REINS INTERNATIONAL COLORADO,INC.、REINS USA FRANCHISE COMPANY,INC.及びREINS USA MD COMPANY,INC.であります。
8. REINS INTERNATIONAL (USA) CO.,LTD.の株式は、中間持株会社を介して保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
9. REINS PALACE MIDDLE EAST SPV LTDIにおける子会社1社は、REINS PALACE INVESTMENT L.L.C.であります。
10. カップ・クリエイト(株)における子会社4社は、(株)ジャパンプレッシュ、(株)華八、カップ・クリエイト코리아(株)及びPT.Kappa Create Indonesiaであります。
11. カップ・クリエイト(株)の株式は、中間持株会社を介して保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
12. (株)大戸屋ホールディングスの株式は、当社及び(株)ベイ・フードファクトリーが保有しております。尚、(株)大戸屋ホールディングスにおける子会社7社は、(株)大戸屋、香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、OOTOYA NJ L.L.C.、THREE FOREST (THAILAND) CO.,LTD.、M OOTOYA (THAILAND) CO.,LTD.であります。
13. Seagrass Holdco Pty Ltd.における子会社は46社であります。
14. (株)コロワイドダイニング、(株)ダブリューピーージャパン、(株)ニフス、(株)エムワイフーズ、ワールドピーコム(株)及びSeagrass Holdco Pty Ltd.の株式は、(株)コロワイドMDが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
15. (株)N Baton Companyにおける子会社3社は、(株)庫や、エコール・クリオロ(株)及び(株)シルスマリアであります。
16. (株)フューチャーリンクの株式は、(株)ベイ・フードファクトリーが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
17. (株)ニフスにおける子会社1社は、(株)クックサービスであります。

② 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

本	店	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2-1
神 奈 川 C K		神奈川県横須賀市佐原2丁目2-2
長 浜 C K		滋賀県長浜市国友町270
静 岡 I 場		静岡県静岡市清水区駒越北町313-1
三 保 I 場		静岡県静岡市清水区折戸443-1
つ く ば I 場		茨城県つくば市境田177-6
栃 木 I 場		栃木県河内郡上三川町多功南原2568-3
上 尾 I 場		埼玉県上尾市平塚125-2
富 士 I 場		静岡県富士市比奈358-12
名 古 屋 I 場		愛知県名古屋市熱田区三本松町18-43
滋 賀 I 場		滋賀県草津市上寺町上柳200
尼 崎 I 場		兵庫県尼崎市西高洲町30-10
チーズガーデン・ファクトリー		栃木県那須塩原市下田野532-171
チ ー ズ ガ ー デ ン ・ ラ ボ		栃木県那須塩原市下田野428-17
グ リ ン デ ン ベ ル グ ・ ラ ボ		栃木県宇都宮市立伏町948-189
ク リ オ ロ ・ ラ ボ		東京都板橋区向原3丁目9-2

※CKはセントラルキッチン

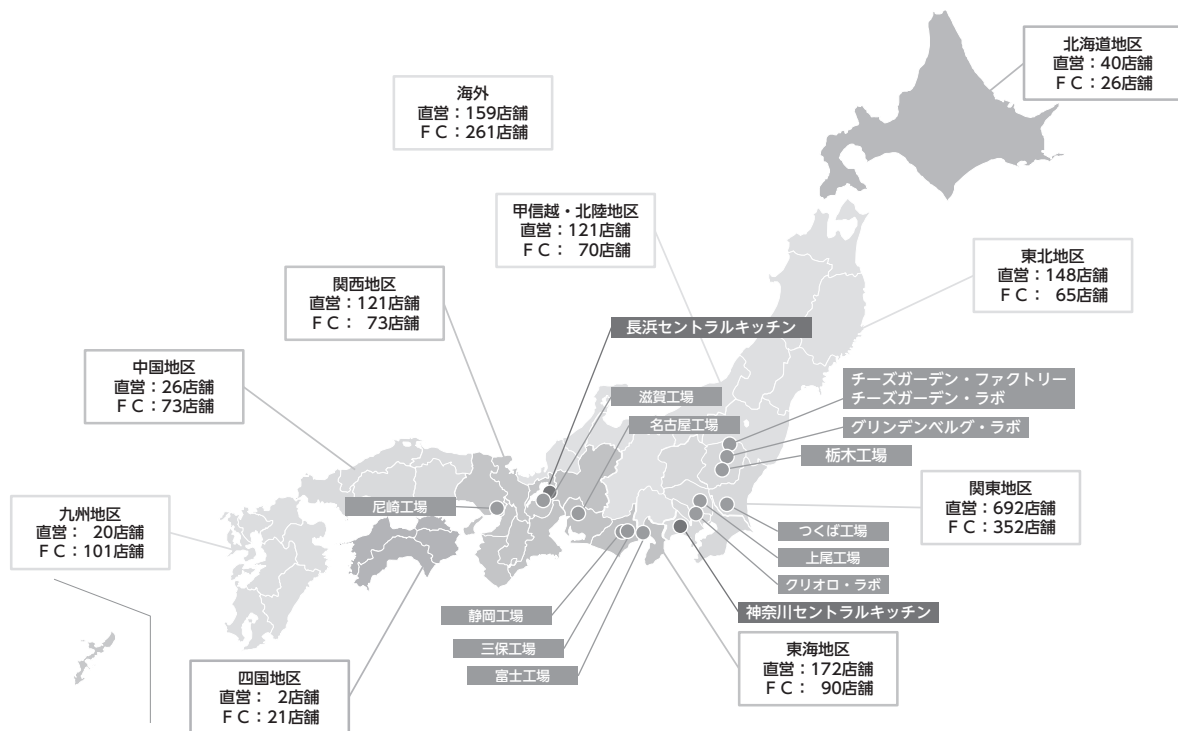
店舗数の推移

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
直営店舗数	1,462	1,470	1,433	1,362	1,403	1,424	1,501
F C 店舗数	1,203	1,373	1,352	1,278	1,180	1,162	1,132
合 計	2,665	2,843	2,785	2,640	2,583	2,586	2,633

●直営・FCともに全国規模で店舗を展開

(2026年3月末時点)

	合計	国内	海外
	2,633 店舗	2,213 店舗	420 店舗
直営	1,501 店舗	1,342 店舗	159 店舗
FC	1,132 店舗	871 店舗	261 店舗



(5) 対処すべき課題

2027年3月期につきましては、米国の通商政策の動向や中国経済の減速感、欧州及び中東を中心とした地政学リスクの継続などにより、世界経済の先行きは引き続き不透明な状況で推移するものと想定されます。これに対し我が国におきましては、雇用環境が底堅く推移し、賃金上昇も広がりが見込まれるなど、企業活動及び家計消費についてポジティブな側面も見込まれます。

しかしながら外食産業におきましては、原材料費や人件費の更なる増加、人手不足といった構造的なコスト上昇圧力が継続すると見られており、事業環境は引き続き楽観できない状況が続くと予想されます。このような認識のもと、当社グループは中長期的な企業価値の向上を見据え、中期経営計画「COLOWIDE Vision 2030」に基づいた事業運営を着実に推進してまいります。国内外食事業を基盤としつつ、市場の拡大が見込まれる海外外食事業及び本格的な成長フェーズに向けた給食事業の拡大を通じて、2030年3月期における連結売上収益5,000億円の達成を目標としております。

国内外食事業につきましては、レストラン業態を中心とした新規出店に加え、C-Unitedの当社グループ入りによってカフェ業態の拡大にも取り組んでおります。更に既存店舗の改装やリロケーション、業態転換なども鋭意行っている他、(株)コロワイドMDを中心としたマーチャンダイジング機能の一層の強化により、調達・製造・物流を含めた効率化を一段と高めてまいります。また提供する商品・サービスの付加価値向上に取り組み、引き続き収益性の改善も図って行く所存です。海外外食事業につきましては、「牛角」及びその派生業態に加え、新たに新店を推進している寿司業態である「かっぱ寿司」の他、プレミアムステーキ業態を展開する Seagrass Holdco Pty Ltd.の店舗についても出店を加速してまいります。

給食事業につきましては、ヘルスケア施設を中心とした需要の拡大を背景に事業基盤の強化を図っております。また社会的な責任を果たしつつ長期に亘って成長を続けるため、サステナビリティの推進にも継続して取り組んでおり、重点的に取り組む5つのマテリアリティ（重要課題）、すなわち「地球環境への貢献」「食の安全・安心の提供」「働く仲間の成長と多様性の尊重」「地域・社会への貢献」「経営基盤の強化」に基づき、積極的に活動してまいります。

このような状況を踏まえ、2027年3月期業績は次の通り見込んでおります。

売上収益	3,516億42百万円
事業利益	160億38百万円
EBITDA	277億48百万円
当期利益	39億82百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	26億70百万円

2 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当の状況
代表取締役会長	蔵人金男	経営全般
代表取締役社長	野尻公平	経営全般
取締役	磯野健雄	グループMD部門担当
取締役	松見大輔	人事労務・法務コンプライアンス・サステナビリティ担当
取締役	柰野純子	
取締役	福田守雄	
取締役(監査等委員・常勤)	宇田 猛	
取締役(監査等委員)	福崎真也	
取締役(監査等委員)	樋口一成	
取締役(監査等委員)	白石絵里子	

- (注) 1. 取締役柰野純子氏、福田守雄氏、福崎真也氏、樋口一成氏及び白石絵里子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役柰野純子氏、福田守雄氏、福崎真也氏、樋口一成氏及び白石絵里子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化する為に宇田猛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(監査等委員)福崎真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)樋口一成氏は、金融機関在任中に得た幅広い業務知識と経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員)白石絵里子氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

イ. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を 除く) (うち社外取締役)	485 (32)	389 (32)	59 (-)	38 (-)	7 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	28 (18)	28 (18)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外取締役)	512 (50)	416 (50)	59 (-)	38 (-)	12 (6)

(注)1. 上表には、2025年6月26日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上表における業績連動報酬等は、前事業年度の業績連動報酬等に相当するものとして当事業年度に支給したものになります。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選択した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の通りであります。尚、「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた業績指標は売上収益に対するEBITDA比率であり、その実績(第63期(2025年3月期))は、「1 企業集団の現況(2) 直近3事業年度の財産及び損益の状況」の通りです。

4. 非金銭報酬等の内容は、当社の普通株式であり、割当ての際の条件等は「□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の通りであります。また、当該事業年度における交付状況は第64期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2. 会社の現況(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は5名です。また、上記金銭報酬とは別枠で2021年6月24日開催の第59期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式報酬の額として年額150百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は6名(うち社外取締役1名)です。

6. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」という)を、2021年5月25日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は次の(ロ)に記載の通りです。

(ロ)決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させると共に、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し一定のインセンティブ報酬を支給することで業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与（短期インセンティブ）、非金銭報酬等としての株式報酬（長期インセンティブ）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

ii. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(i)個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながらこれらを総合的に勘案し、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得た上で、下記(vi)の通り、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

(ii)業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため及び持続的かつ確実な財務的価値向上のため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、当社の過去の業績等を踏まえて「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度等を勘案して「指名・報酬諮問委員会」での答申を得た上で、下記(vi)の通り、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。尚、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

(iii)非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、優秀な経営人材を確保し、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得た上で、下記(vi)の通り、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、毎年一定の時期に支給する。

尚、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分された普通株式は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも退任又は退職した時点までの間譲渡が制限されており、任期満了、定年、死亡等及び当社の取締役会が正当と認める理由で退任又は退職したことを条件として譲渡制限が解除されるものとする。また、これらの理由以外の理由により退任又は退職した場合等、譲渡制

限が解除されなかった譲渡制限付株式は当社が無償で取得することができるものとする。

(iv)取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

基本報酬、賞与（業績連動報酬等）と株式報酬（非金銭報酬等）の割合は、固定報酬としての基本報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させると共に、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し一定のインセンティブ報酬を支給することで業績向上を図るような報酬体系とするという基本方針を踏まえ、賞与（業績連動報酬等）は基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で、株式報酬（非金銭報酬等）は役位、職責等に応じて、いずれも「指名・報酬諮問委員会」の答申を得た上で、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が決定することにより適切な報酬割合とする。尚、社外取締役については、基本報酬のみとなることからその割合は基本報酬100%となる。

(v)報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記（i）、（ii）、（iii）の通り、基本報酬（金銭報酬等（業績連動報酬等以外））は月例の固定給とし毎月一定の時期に、賞与（業績連動報酬等）は業績指標を上回る場合、毎年一定の時期に、株式報酬（非金銭報酬等）は譲渡制限付株式に係る割当契約を締結することを条件として毎年一定の時期に支給する。

(vi)個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときの内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容（額及び配分）の決定について委任を受け、代表取締役は、その権限を適切に行行使するため、個人別の報酬等の額について「指名・報酬諮問委員会」に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

(ハ)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、「指名・報酬諮問委員会」が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で答申を行っており、取締役会により委任された代表取締役は、後記ハ. の通り、当該答申内容を踏まえて各取締役の報酬額を決定していることから、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記(ロ)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年5月13日開催の取締役会にて代表取締役会長蔵人金男及び代表取締役社長野尻公平に取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、ハ.内において「取締役」という）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、賞与の評価配分及び株式報酬の配分であり、これらの権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断しているためです。尚、代表取締役蔵人金男及び野尻公平は、「指名・報酬諮問委員会」より答申を得ており、当該答申内容を踏まえて決定しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、積極的に利益還元してまいりたいと考えております。

剰余金の配当については、長期的な事業成長と経営体質強化の為に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本方針としております。内部留保金につきましては、事業拡大と効率化の為にM&A、新規出店、設備投資、人材の育成等に充当し、企業価値の向上に努めてまいりたいと考えております。

当事業年度につきましては、利益配分に関する基本方針に基づき、当社普通株式1株につき5円、優先株式1株につき3,847,270円、第2回優先株式1株につき4,347,270円、第3回優先株式1株につき3,500,000円の配当を実施させていただきます。

以 上

連結計算書類

連結財政状態計算書 (IFRS) (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	91,878
現金及び現金同等物	63,191
営業債権及びその他の債権	18,022
その他の金融資産	445
棚卸資産	5,900
未収法人所得税	205
その他の流動資産	4,114
非流動資産	259,053
有形固定資産	59,767
使用権資産	28,357
のれん	120,823
無形資産	17,632
投資不動産	593
その他の金融資産	21,124
繰延税金資産	10,229
その他の非流動資産	527
資産合計	350,931

科目	金額
負債の部	
流動負債	106,551
営業債務及びその他の債務	29,694
社債及び借入金	38,275
リース負債	16,582
その他の金融負債	499
未払法人所得税	2,442
引当金	4,220
契約負債等	530
その他の流動負債	14,308
非流動負債	150,785
営業債務及びその他の債務	6,510
社債及び借入金	107,515
リース負債	23,981
その他の金融負債	1,124
引当金	6,527
繰延税金負債	3,623
契約負債等	599
その他の非流動負債	905
負債合計	257,336
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分合計	84,232
資本金	43,814
資本剰余金	56,613
自己株式	△95
その他の資本の構成要素	5,645
利益剰余金	△21,746
非支配持分	9,364
資本合計	93,596
負債及び資本合計	350,931

連結損益計算書 (IFRS) (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額
売上収益	300,090
売上原価	121,345
売上総利益	178,745
販売費及び一般管理費	166,218
その他の営業収益	
賃料収入	267
雑収入	309
その他	600
その他の営業収益合計	1,175
その他の営業費用	
減損損失	3,232
その他	1,063
その他の営業費用合計	4,295
営業利益	9,407
金融収益	1,738
金融費用	4,598
税引前利益	6,547
法人所得税費用	4,834
当期利益	1,713
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,233
非支配持分	△520
当期利益	1,713

(注) 当社が経常的事業活動からの収益の指標としている事業利益は12,527百万円となりました。
 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。

計算書類

貸借対照表（日本基準）（2026年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	91,902
現金及び預金	34,677
売掛金	7
棚卸資産	2
前払費用	162
関係会社短期貸付金	51,749
未収入金	5,277
未収還付法人税等	23
その他	2
固定資産	95,571
有形固定資産	119
建物	86
構築物	4
機械及び装置	11
車両運搬具	5
工具、器具及び備品	11
リース資産	0
無形固定資産	91
ソフトウェア	91
リース資産	0
投資その他の資産	95,360
投資有価証券	214
関係会社株式	60,576
敷金及び保証金	332
会員権	69
関係会社長期貸付金	33,877
その他	290
繰延資産	360
社債発行費	360
資産合計	187,834

科目	金額
負債の部	
流動負債	25,846
買掛金	9
1年内返済予定の長期借入金	18,010
未払金	1,197
1年内償還予定の社債	4,509
未払費用	469
未払法人税等	209
未払消費税	38
預り金	55
販売促進引当金	1,275
賞与引当金	16
前受金	55
固定負債	80,425
社債	13,220
長期末払金	46
長期借入金	67,147
資産除去債務	10
繰延税金負債	1
負債合計	106,271
純資産の部	
株主資本	81,471
資本金	43,814
資本剰余金	34,789
資本準備金	33,532
その他資本剰余金	1,257
利益剰余金	2,962
利益準備金	112
その他利益剰余金	2,850
繰越利益剰余金	2,850
自己株式	△94
評価・換算差額等	91
その他有価証券評価差額金	91
純資産合計	81,562
負債・純資産合計	187,834

損益計算書（日本基準） (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
営業収益	4,753
販売費及び一般管理費	5,607
営業損失	853
営業外収益	2,649
営業外費用	2,026
経常損失	231
特別利益	0
税引前当期純損失	231
法人税、住民税及び事業税	△365
法人税等調整額	90
当期純利益	43

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社コロワイド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロワイドの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社コロワイド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロワイドの2025年4月1日から2026年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証すると共に、下記の方法で監査を実施致しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制室との連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、重要な子会社の監査等委員及び内部監査室と意思疎通並びに情報の交換を図ると共に、当社のグループ役員会等において子会社の代表取締役社長から定期的に経営状況及び管理状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
尚、財務報告に係る内部統制については、内部統制室及び会計監査人から当該内部統制の評価並びに監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社コロワイド 監査等委員会

常勤監査等委員 宇田 猛
監査等委員 福崎 真也
監査等委員 樋口 一成
監査等委員 白石 絵里子

(注) 監査等委員福崎真也、樋口一成及び白石絵里子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

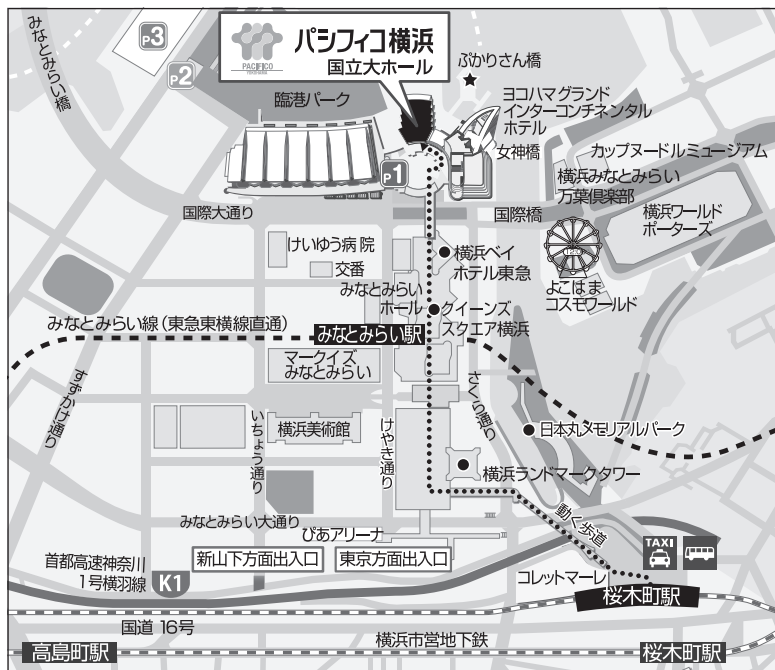
以 上

株主総会会場ご案内図

パシフィコ横浜「国立大ホール」

〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1

電話：045-221-2155（代表）



■最寄りの交通機関

J R 桜木町駅 徒歩12分・タクシー約5分

みなとみらい駅 徒歩約5分

(お願い)

○ 駐車場のご用意はございません。